

独立行政法人北方領土問題対策協会の平成19年度の業務実績に関する項目別評価表(案)

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
1 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置											
一般管理費(人件費を除く。)について、中期目標の最終年度(平成19年度)における当該経費の総額を、特殊法人時代の最終年度に対して、13%削減する。	一般管理費(人件費を除く。)の削減を図るため、連絡会議等を活用した効率化を推進する体制の充実、事務マニュアルの充実・有効活用、電子媒体の円滑な活用によるペーパーレス化等を推進する。	一般管理費の削減状況 (下記の「主たる事務所の移転」を除く。)	達成	—	—	未達成	(単位:百万円) 計画額 予算額 決算額 [H14] 56 [H15] 30 30 [H16] 59 57 56 [H17] 55 54 52 [H18] 52 51 48 [H19] 49 47 44 19年度は、前年度に対し予算額で4百万円、実績額で4百万円の削減を図った。なお、中期目標の一般管理費(人件費を除く)の削減目標である13%の削減の達成については、特殊法人時最終年度(14年度)予算額56,143千円に対して、19年度の計画額が48,844千円であったが、結果として予算額46,887千円、決算額についても43,824千円となっており、中期計画の効率化は達成した。 [業務実績報告書19頁参照]	A			
		削減手段と削減内容					評価項目に記載された効率化を推進する体制の充実、事務マニュアルの充実・有効活用、ペーパーレスの推進等の実施状況等については、北方領土問題対策協会からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。 ・「独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案」(平成18年12月5日内閣府決定)に基づき、東京事務所への移転を行い借料等の削減を図った。 ・18年度に引き続き、緊密な意思の疎通を図り、計画的、効率的な事務の遂行を行うため、従前の事務連絡会議の他、毎月、役員を含めた連絡会議を開催するなど推進体制の更なる充実を行った。また、これらの場において各種マニュアルの有効活用、LANシステムにグループウェアの効率的な活用による文書の共有化を徹底させた。 [業務実績報告書21～23頁参照]	A			
業務経費については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。	業務における経費の効率化を図るため、各種支援事業における節約の呼びかけ、効果が著しく低下した行事等の見直し・廃止、新規事業をおこす際のスクラップ等を励行する。	業務経費の削減状況	達成	—	—	未達成	【一般業務勘定】 19年度の北方対策事業費は、18年度予算額484,024千円(一時経費14,338千円を除く)に対して、中期計画どおり1.0%、4,840千円の削減を図った。 【貸付業務勘定】 19年度の貸付業務費は、18年度予算額17,669千円に対して、中期計画どおり約1.0%、177千円の削減を図った。	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		削減手段と削減内容					<p>・恒常的に開催していた研究会の廃止、また、毎年開催してきた国際シンポジウムについては、必要に応じて開催することとするなどの見直しを行った。</p> <p>・18年度に引き続き、県民会議等に対して、事業実施場所の公的施設利用の促進、各種事業の効果的な統合を呼びかけ、節約の協力を要請するとともに、基本的な啓発資料・資材については、協会一括作成し、提供するなど経費削減と効率化を図った。</p> <p>[業務実績報告書21～23, 78頁参照]</p>	A			
<p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間で平成17年度に対して5%以上の人員削減を行なうこととし、今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行うとともに、役職員の給与に関し、俸給水準の引き下げを行うなど、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。</p>	<p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、常勤職員1名の削減を行うとともに、役職員の給与に関しては、俸給水準の引き下げを行うなど国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。</p>	常勤職員1名の削減	達成	—	—	未達成	<p>常勤職員の削減について、中期計画どおり1名の削減を行った。</p> <p>[業務実績報告書8・88頁参照]</p>	A			
		役職員の給与水準見直し					<p>給与水準は国家公務員の給与構造改革等を踏まえたものか。</p>	A			
	<p>独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案(平成18年12月5日内閣府決定。以下「組織・業務の見直し」という。)に基づいて、主たる事務所を移転する。</p>	主たる事務所の移転				<p>一般管理費の削減を図るために主たる事務所の移転を行ったか。</p> <p>[業務実績報告書5・24頁参照]</p>	A				
		随意契約の適正化					<p>独立行政法人の整理合理化計画の一環として発出された「独立行政法人における随意契約の見直しについて」(平成19年8月10日行政改革推進本部事務局、総務省行政管理局事務連絡)に基づき、随意契約によることができる場合を定める基準を見直すとともに、契約に係る情報の公表基準である内部規程も国の基準に準じて、一般競争契約の全項目及び随意契約の予定価格、落札率等についても公表するよう改正した。</p> <p>[業務実績報告書24頁参照]</p>	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置											
(1) 国民世論の啓発に関する事項											
① 北方領土返還要求運動の推進 全国に設置されている「北方領土返還要求運動都道府県民会議」との組織的、継続的な連携を確保するとともに、返還要求運動に取り組む民間団体と緊密な連絡を図り、これらの組織・団体が実施する各種大会、講演会、研修会、署名活動、啓発資料の配布等の事業を支援する。 これにより、中期目標期間中の各種大会等に対する支援について、毎年度100回以上の水準を保つとともに、定期的な見直しを行う。	① 北方領土返還要求運動の推進 (ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等が実施する次の事業に対する支援を行う。支援事業の合計は年間で100回以上の水準を保つこととする。 (イ) 北方領土返還要求全国大会(2月7日「北方領土の日」開催場所:東京) (ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等 (iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地(根室市)集会、研修会等 (iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動	支援事業の合計回数	100以上	90~99	80~89	79未満	【支援実績】 県民大会 34回 20,555千円 研修会・講演会 16回 3,786千円 キャラバン・署名活動等 127回 10,267千円 パネル展 33回 3,937千円 北連協等が行う啓発活動 10回 8,665千円 合計 220回 47,210千円 ※今年度の支援回数は、当初計画になかった懸垂幕掲出事業について各県民会議の協力により実施可能となったことにより、その回数99回を加えたものとした。 [業務実績報告書25~42頁参照]	A			
		助成に関する支援条件及びその審査状況	助成の支援条件は妥当か。審査は厳格に行われたか。				【支援条件】 返還運動の事業内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという北方領土問題への政府の基本的立場に合致していること。 【支援対象】 県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集休等。 【審査内容】 県民会議等の返還要求運動団体が事業を計画する際には、費用対効果等を十分考慮に入れるとともに、常に節約を心がけ効率的、効果的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等を踏まえ、年度当初の各事業計画に合致しているかを確認した上で、支援及びその額を確定している。なお、予定額を超える支援申請があった場合には、増額の理由及び単年度のなものか、継続するものかどうかを聴取するとともに、新規の支援要請があった場合には、その必要性、効果等を詳細に聴取し、検討することとしている。 [業務実績報告書42頁参照]	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		支援内容	助成の支援額は妥当か。 支援内容はどのように工夫したか。				2月「北方領土返還運動全国強調月間」は、県民会議等の支援事業が集中することから、前年12月には、予め県民会議等から事業計画案を提出させ、事前に事業内容を詳細に把握した上で審査することにより、適正な額を支援することができた。 また、事業内容を詳細に把握することにより、事業に合った講師派遣、資料・資料の提供を行うなど特性に応じた適正な支援、また、必要以上の経費がかからないよう工夫している。	A			
	(イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。	講師派遣実績	計画どおり	—	—	計画を下回る	県民会議等の開催する県民大会、研修会等の要請に応じて実施する講師派遣を19年度47回の計画に対し、48回の講師派遣を行った。 [業務実績報告書43頁参照]	A			
	(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。	推進委員の配置状況等	推進委員の配置人数は適当か。 各機関の連携は緊密に行われたか。				北対協と県民会議、都道府県との緊密な連携を推進するためのパイプ役を担う推進委員を全都道府県に各1名配置した。 年度当初には、推進委員全国会議を開催し政府、北対協からの事業方針を推進委員を通じて県民会議へ伝達することにより、県民会議事業の計画・実施が効率的に行われるよう努めた。 また、推進委員には、四半期毎に活動報告書の提出を求め、各県の活動状況等を把握している。 [業務実績報告書43・44頁参照]	A			
		推進委員制度の効果的な運用	情報提供の効果等については、北方領土問題対策協会からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				北対協から毎月の返還運動団体の行事予定、日露関係、最近のロシア情勢に関する資料を提供するとともに、推進委員全国会議において、活動事例を報告するなど情報提供を行っている。 これにより、北対協と推進委員間の連携の強化及び情報の共有がなされ、地域における返還運動が効率的、効果的に推進されている。 隣県の動きを把握することで連携や協調がとれた行動が図れ、最新の情報を提供することにより、最低限知っていただきたい運動を進めるためにあたって前提となる知識の共有が図れた。	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(エ) 県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。 ○ 都道府県推進委員全国会議 (東京/4月) ○ 都道府県民会議代表者全国会議 (京都府/11月) ○ ブロック幹事県担当者会議(東京/11月、3月) ○ 県民会議ブロック会議(6ブロック) ○ 北連協代表者会議	各会議の開催状況	会議は予定通り行われたか。				年度計画で予定した県民会議等の事業の計画、課題等を協議するための会議を予定通り開催・出席した。情報の共有化を図り、連携を深め、事業を推進するためには有益であった。 [業務実績報告書43～49頁参照]	A			
		会議目的の達成	会議の目的を達成することが出来たか。				【都道府県推進委員全国会議】 会議の実施により、事業計画の周知が図られ、都道府県民会議の事業計画との役割分担が明確になった。また、事業実施に当たっての問題点をお互い共有することが出来たことは、事業の円滑実施と効果的・効率的に推進する上で有益であった。 【都道府県民会議代表者全国会議】 会議の実施により、政府、北対協の下半期、特に2月の強調月間での事業遂行に当たっての方針を確認することが出来た。 【ブロック幹事県担当者会議】 会議の実施により、北対協の事業計画等を各県ブロックの幹事である担当県民会議へ周知させることができると共に、各ブロック内県民会議の問題点を共有することが出来た。 【県民会議ブロック会議(6ブロック)】 会議の実施により、ブロック内の各県民会議事業の周知が図られ、問題点を共有することが出来るなど県民会議間の連携が強化された。 【北連協代表者会議】 返還運動を推進する民間団体により構成される北連協代表者会議に参加し、返還運動を推進するための連携の強化を図った。 [業務実績報告書43～49頁参照]	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	<p>(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。</p> <p>(i) 標語募集 (ii) 啓発広告塔の維持管理 (iii) ポスターカレンダーの作成 (iv) 啓発懸垂幕の掲出 (v) パンフレット等の啓発用資料・資材の作成等</p>	各種事業の実施状況とその効果	<p>目的に照らし各種事業が予定通り行われたか。</p> <p>事業内容とその効果については、北方領土問題対策協会からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>				<p>[標語募集] 協会ホームページ、公募専門誌及び関係団体広報誌などで募集を行い、3,151件(昨年度2,898件)の応募があり、最優秀賞1名、優秀賞4名、佳作5名の入賞者を決定した。</p> <p>[啓発広告塔の維持管理] 全国主要都市に14ヶ所に設置している啓発広告塔の維持管理を行った。 今後も、広告塔の維持管理を行うが、効果が低く、老朽化に伴い危険があると判断されるものは県民会議と相談の上、撤去することとしている。</p> <p>[ポスターカレンダーの作成] 企画競争を行い16点の企画案が提出され、その中の1点を採用し、作成した。</p> <p>[啓発懸垂幕の掲出] 2月、8月の「北方領土返還運動全国強調月間」期間中に都道府県民会議において掲出した。</p> <p>[啓発用資料・資材の作成] 啓発パンフレット・文具等を作成し、返還要求運動について理解と認識を深めてもらうよう全国各地で行われる各種事業等において配布した。</p> <p>(効果) 北方領土問題について広く国民世論の啓発を図るという目的から効果的な広告媒体として上記の事業を連携しながら活用しており、特に最優秀賞の標語はポスターカレンダー(9400部発行し、関係機関等に配布)や懸垂幕(各都道府県で掲出)及び啓発用資料・資材で使用され、返還への願いが多くの国民の目に触れることになり、幅広い広報を展開することができた。</p> <p>[業務実績報告書50・51頁参照]</p>	A			
「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、意見箱を設置し、施設に対する要望等をきめ細かく把握する。	<p>(カ) 根室地域の以下の啓発施設にある展示資料等を充実させるとともに、意見箱の意見の集約を行い、その意見を反映させることにより来館者へのサービスの向上を図る。</p> <p>○ 北方館(根室市) ○ 別海北方展望塔(別海町) ○ 羅臼国後展望塔(羅臼町)</p>	啓発施設の展示内容	<p>展示資料等は充実したものとなっているか。</p>				<p>[北方館][別海北方展望塔][羅臼国後展望塔] ・20年度に向けて、施設の充実について検討を行った。 ・施設との連携を図り、適宜最新の啓発配布資料を常設、常備して配布コーナーを滞りなく管理した。</p> <p>[業務実績報告書51・52頁参照]</p>	A			
		意見箱の意見結果 (有意義とするものの割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	<p>[有意義だったとの回答] ・北方館 96.0% ・別海北方展望塔 85.7% ・羅臼国後展望塔 92.7%</p> <p>[業務実績報告書51・52頁参照]</p>	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		意見の活用状況					<p>【意見箱の活用状況】 これまでの充実策により、来館者の満足度は高く、特設の展示物増設などの施設充実についての要望はなかったが、今後とも予算のあり方や現地管理者等の意見を聴取した上で、各施設の充実について検討を行い、次年度以降計画的に改善していくこととした。</p>	A			
		保有資産の有効活用					<p>北方領土の視察に訪れる者に北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうため、関係資料を展示する啓発施設を保有し、北方領土を目で見る運動を推進している。来館者からは北方領土問題について理解が深まったなどの感想が多く聞かれ、国民の啓発のための施設として有効に利用されている。</p>	A			
<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (7) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に対する研修会を根室市において開催する。 その際、研修会の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。</p>	<p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (7) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、返還要求運動原点の地・根室市等において、以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北方少年交流事業(北方領土元居住者の3世/7月) <ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣、沖縄及び北方対策担当大臣等関係大臣に対し、早期解決を訴える。 ・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。 ○ 北方領土問題青少年・教育指導者研修会(対象:中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等/8月・根室市) ○ 北方領土ゼミナール(対象:大学生/9月・根室市) ○ 北方領土問題学生研究会(対象:大学生/年2回) 	研修の内容・方法	<p>目的に照らし各種研修が予定通り行われたか。</p> <p>研修の内容や方法が適切であったかは、北方領土問題対策協会からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>	<p>年度計画に予定した青少年及び教育関係者を対象とした左記事業を予定通り開催した。</p> <p>青少年・教育指導者現地研修会では、前年度のアンケートの指摘・先生方の要望を踏まえ、四島訪問経験者の先生に映像等を使ってプレゼンテーションを行ってもらうとともに、元島民数名に講話だけでなく夕食交流会に参加してもらい懇談を行った。また、現地研修会の成果物として、青少年は壁新聞を、教育指導者は授業構成案を作成し、参加中高生の学校に掲示してもらったり、参加教諭が授業実践する際に活用してもらった。</p> <p>北方領土ゼミナールでは、学生の要望を受けて、本ゼミナールの既参加学生に報告をしてもらい参考に供してもらうとともに、事前に資料を送付し勉強してもらうのももちろんのこと、学生研究会が作成した問題集の試行テストを兼ねて、この問題集を活用して研修会参加学生の学習成果を図るためのテストを行なった。</p> <p>以上のとおり前年度のアンケートの指摘・参加者の要望を踏まえ、プログラムを作成したことにより、参加者の視点に立った事業の実施となった。</p> <p>研修会参加者は、地元での大会等で報告会を行ったり、地元での教育者会議の中心的な役割を果たしている。</p> <p>また、ゼミナールに参加した大学生は、自らの大学でサークルを作り、発表会等を開催していることは、本事業の大きな成果であると考えている。</p> <p>[業務実績報告書52～59頁参照]</p>	A						

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		研修会・ゼミナール参加者からの報告書の活用	参加者からの報告書は適切に活用されたか。				<p>青少年現地研修会に参加した中高生が作成した壁新聞を県民会議を通じて参加中高生の各学校の掲示板に掲示してもらい、在校生に対しても北方領土問題の啓発を図った。</p> <p>教育指導者現地研修会に参加した先生方が作成した授業構成案を研修会終了後、参加教諭に送付し、授業実践する際に活用してもらった。</p> <p>参加者からの報告書は、次年度の本事業のプログラム策定に当たっての資料として有益であり、19年度のプログラムに反映させている。</p>	A			
	<p>なお、根室での研修会・ゼミナール参加者からは、報告書等を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。</p> <p>また、アンケートでの意見については、その集約を行い、可能な限り次年度事業に反映させる。</p>	アンケート結果 (有意義とするものの割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	<p>[有意義だったとの回答]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育指導者現地研修会 98.4% ・青少年現地研修会 89.3% ・北方領土ゼミナール 84.2% <p>[業務実績報告書52～59頁参照]</p>	A			
		アンケート結果の活用状況	アンケートの結果はどのように活用されたか。				<p>アンケート結果は、協会で集約し、整理・保存している。</p> <p>なお、アンケートで良好な結果を得ている現地視察(納沙布岬)などは引き続きプログラムに盛り込むこととするとともに、元島民の体験談は授業づくりに大変役立つのもっと聞く機会を拡大して欲しいとの要望があった事項について、元島民の方に講話だけでなく交流会にも参加してもらい懇談の機会を設けるなど、研修会・ゼミナール充実のためにアンケートを有効活用している。</p> <p>[業務実績報告書53頁参照]</p>	A			
(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設立を推進する。	(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的として、県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設立を推進するとともに、既に設立された会議の活動に対して、啓発資料・資料の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援をする。	「北方領土問題教育者会議」の設立・支援状況	<p>左記の会議は予期していたとおり設立されたか。</p> <p>設立済みの会議への支援状況及び内容は有益であったか。</p>				<p>2県の設立希望県があり、2県とも予定通り設立した。19年度までに31都道府県の教育者会議が設立された。</p> <p>本年度は作文コンクールなど教育者会議と県民会議が協力して実施する特別な事業及び「北方領土教育実践推進指定校」制度の導入に対して新たな活動支援を行った。</p> <p>また、各県の教育者会議の実践事例等活動状況を他県へ提供、資料・資料の供与等を積極的に行った。</p> <p>これにより、他県の教育者会議の活動状況等を共有できるようにしたことは、今後の教育者会議の効果的、効率的な発展を推進する上で有益であった。</p> <p>[業務実績報告書60～63頁参照]</p>	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(ウ) 各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。	教育者会議全国会議の開催	教育者会議全国会議は予定通り開催されたか。 有意義な内容であったかは、北方領土問題対策協会からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				各県に設立された教育者会議間の連携を図るとともに、今後の取組について協議し、更なる効果的、効率的な発展を目的として「教育者会議全国会議」を計画し、予定通り開催した。 この会議の開催により、各県の教育者会議から活動事例の紹介及び教材等の成果物の提供が行われ、北方領土実践教育のための情報を共有することができたことは、有意義であった。 [業務実績報告書63頁参照]	A			
③ インターネット等を活用した情報の提供 従来からの刊物、パンフレット等の媒体に加え、ホームページを通じて関連資料・データを幅広く提供し、国民への啓発を行う。	③ インターネット等を活用した情報の提供 (ア) 協会ホームページを通じて、北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、協会ホームページのコンテンツを速やかに最新のデータに更新するとともに、関係団体等が開設しているホームページへのリンク、また、関係団体等のホームページから協会ホームページへのリンクを充実させる。	コンテンツの提供方法・内容及びリンクの充実	コンテンツの提供方法・内容は工夫されているか。 最新のデータへの更新は速やかに行われているか。 協会HPに掲載されている他団体HPへのリンクは最新の状況に更新されているか。 協会HPへのリンクは平成18年度末時点と比べて増加したか。				どのような団体が返還運動を実施しているか、また、年間を通じ北方領土返還要求運動原点の地根室や、北方館の状況を把握することができるようになり、国民に返還運動の現状と原点の地の状況を知ってもらおう等の工夫をしている。 毎月更新される行事予定は、必ず各月の1日には更新しており、北方館だよりについても毎月執筆して月の第1週迄に更新するなど各コンテンツを速やかに更新している。また、各種研究報告書等は事業活動の経緯、内容がいつでも把握出来るよう全て一覧としている。なお、リンク先について、ホームページの訪問者がアクセスしやすい環境の保持のため、リンク先の担当者にホームページのアドレスに変更があった際の連絡依頼やリンク先のチェックを随時行うとともに、平成19年度においてリンク先を新たに2件増加することとした。 [業務実績報告書66・67頁参照]	A			
また、北方領土問題に関心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データに関する所在情報を容易に得られるようホームページを整備する。 これにより、ホームページのアクセス件数を中期目標の期首年度に比べ期末年度には、20%以上の増加となるようにする。	(イ) 関係団体等が作成している啓発資料等のリスト化を図り、北方領土問題に関心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データの所在情報を容易に得られるよう整備する。	協会HPへのアクセス数 (対15年度比率)	120% 以上	100% 以上 120% 未満	80% 以上 100% 未満	80% 未満	[アクセス件数] H15年度実績 46,948件 H16年度実績 72,321件 H17年度実績 98,962件 H18年度実績 141,191件 H19年度実績 97,364件 (対15年度比) 約207% ※平成18年度に、北方領土の海域で漁船がロシア国境警備隊の警備艇から銃撃を受け拿捕される事件があったことからアクセス数が増加したが、19年度はこのような特殊要因がなかったため減少している。 [業務実績報告書66・67頁参照]	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		アクセシビリティの向上	有益な啓発資料リストは提供されているか。 わかりやすさ等の配慮がなされているか。				ホームページは、「イベント情報ステーション」「ライブラリ」等のカテゴリ毎に、各コンテンツを分かりやすく分別し、協会行事の紹介や過去の実績等も掲載している。また、「ライブラリ」コーナーの「パンフレットライブラリ」を充実させており、北対協作成の啓発資料全てをPDF形式で掲載している。 これらにより北方領土問題に興味を持つ者の資料入手を容易にし、返還運動及び同問題に理解と認識を深めてもらうために大いに役立っている。 [業務実績報告書67頁参照]	A			
④ 北方四島との交流事業の実施 (ア) 元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問 北方四島交流の対象となる人々(元島民、返還運動関係者等)の北方四島訪問のため、各種団体の推薦者からなる訪問団を組織し、目的に応じた効果的な訪問事業を実施し、又は支援する。 その際、事業参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。	④ 北方四島との交流事業の実施 北方四島訪問のため各種団体の推薦者からなる訪問団を組織し、目的に応じた効果的な訪問事業を実施・支援するとともに訪問後、参加者がその経験を返還運動に寄与することを推進する。 その際、アンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。	交流事業の実施状況及び効果	訪問事業を予定通り実施したか。 訪問事業の内容・方法が効果的であったかについては、北方領土問題対策協会からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				[北対協主催] 一般訪問2回、返還運動後継者1回、青少年1回の計4回の訪問を計画し、全て予定通り実施した。 [道推進委員会主催] 一般訪問2回、返還運動後継者2回、青少年1回の計5回の訪問を計画し、一般訪問(1回)について荒天のため中止された以外、予定通り実施した。 (効果) 北方四島交流において、事業参加者は、北方四島在住ロシア人との交流を通じて、北方領土問題の経緯、日本の主張等についての真摯な対話を行うことにより、相互理解を深めるとともに、北方領土への訪問で得た経験等を各種団体先や地元へ広め、県民大会等の場において報告を行うなど国民世論の啓発や返還運動の活性化に大きく寄与する役割を果たすことができ、交流事業の成果を効果的に発揮している。 なお、道推進委員会の訪問では、元島民が多く参加することから共通の話題もあり、心の通った交流ができたため相互理解をより一層深めることができるなど本交流事業の目的に合致しており効果的である。 [業務実績報告書68～77頁参照]	A			
		アンケート結果 (有意義とするものの割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	北対協、道推進委員会事業とも80%以上から大変有意義及び有意義だったとの回答を得た。 [業務実績報告書68～71頁参照]	A			
		アンケート結果の活用状況	アンケートの意見は整理・保存されているか。 アンケートの結果はどのように活用されたか。				アンケート結果は、両実施団体で集約し、整理・保存している。 19年度において、これまで使用していた会話集が使いづらいつの意見を受けて、実際に必要となる会話を中心として再構成し、新たな会話集を作成した。 [業務実績報告書68頁参照]	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(イ) 北方四島在住ロシア人の受入 北方四島在住ロシア人の受入に当たり、受入地の態勢等を準備し、目的に応じた効果的な事業を実施する。	北方四島在住ロシア人の受入に当たっては、受入地の態勢等を準備し、目的に応じた効果的な事業を実施する。	受入事業の実施状況及び効果	受入事業の内容・方法が効果的であったかについては、北方領土問題対策協会からの説明を受け、分科会委員の協議により判定する。				京都府及び富山県での受入を計画し、富山県での受入予定であったが荒天のため択捉島から不参加となった者を除き、予定通り実施した。 京都府での受入は、学校での交流、ホームビジット、伝統芸能鑑賞(茶道、華道等)、府内視察などを行った。 また、富山県での受入では、対話集会(5グループ)、ホームビジット、中学校訪問、県内視察(YKK工場、黒部渓谷、科学博物館)を行った。 両県を訪れホームビジットや日本の伝統芸能の鑑賞等を通じて日本の生活、文化等の体験をしたことは、日本を知る上で効果的であった。 また、対話集会では、少人数で忌憚のない意見交換を目的として3島混成の5グループに分けて実施し、自由に活発な対話が行われ、相互理解の増進を図る上で、非常に有益であった。 [業務実績報告書71頁参照]	A			
(ウ) 専門家の派遣・受入 専門家の交流事業を実施し、又は支援する。特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。 その際、日本語講師に対して、報告書を提出させて事業の展開に反映させる。	専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。 その際、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。なお、アンケートでの意見等については、その集約を行い、可能な限り次年度事業に反映させる。 また、日本語講師派遣事業については、派遣講師に報告書を提出させるとともに報告会を開催し、その成果を今後の事業の展開に反映させる。	専門家派遣等の実施状況及び効果	教育専門家派遣を予定通り実施したか。 事業の内容・方法が効果的であったかについては、北方領土問題対策協会からの説明を受け、分科会委員の協議により判定する。				専門家の派遣事業として、教育専門家(中学校社会科教諭)を青少年訪問事業と合同で、北対協(参加者:青森以南対象)主催、道推進委員会(参加者:北海道内対象)主催で各1回計画し、予定どおり実施した。 教育関係者訪問事業を青少年訪問事業との合同事業とすることにより、教育関係者と青少年が共に北方領土の様子を体感し、理解と関心を深めることで、問題解決に向けたより一層の環境作りを図ることが出来た。 また、その経験を先生と生徒が一体となって学校等の教育現場で報告することにより効果が更に高まった。 [業務実績報告書72・73頁参照]	A			
		アンケート結果 (有意義とするものの割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	北対協、道推進委員会事業とも80%以上から大変有意義及び有意義だったとの回答を得た。 [業務実績報告書73頁参照]	A			
		アンケート結果の活用状況	アンケートの結果はどのように活用されたか。				アンケート結果は、両実施団体で集約、整理・保存し次年度の事業計画を策定する際の参考資料としている。 訪問に当たっての準備や留意事項についてより分かりやすくして欲しい等の意見を踏まえ、「北方四島交流の手引」を改訂するよう検討するとともに、ロシア人と交流する時間や機会を増やして欲しいとの要望を受け、20年度の事業計画を策定する際、四島側に日程を調整するよう要望することとした。	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考	
			A	B	C	D			指標	項目		
		日本語講師派遣の効果	日本語講師派遣を予定通り実施したか。 次の視点を踏まえて、北方領土問題対策協会からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。 ・事業の内容・方法は効果的であったか。 ・報告書及び報告会は今後の事業の効果的実施につながるような内容のものだったか。				日本語講師の派遣を3回計画し、予定通り実施した。 テキスト選定、カリキュラムの作成に当たり、これまでのノウハウを活用して、効率的で分かりやすい授業にするよう努めてきているが、ロシア人受講者の要望を今後も積極的に反映させ、より一層充実した講義内容とするため、受講者全員を対象として、講義前後にアンケート調査を行った。その結果、日本語に興味を持ち、継続的な参加意欲が示されるなど全て良好な意見が寄せられ、本事業が効果を発揮していることが明確となり、今後も充実した授業となるよう事業を計画していくこととした。 なお、本年度においては、新たに日本語講師派遣検討会を開催し、日本語講師の派遣については、次年度よりクラス編成の見直し及びプレースメントテストを実施する等授業の進め方についても充実したものになるよう改善することとした。 [業務実績報告書72・76・77頁参照]	A				
	北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、20年度事業の在り方等を検討するため、実施団体等による協議を行う。	協議の実施状況	予定通り実施されたか。				20年度事業の在り方等を検討するための協議を予定通り実施した。 なお、危機管理への対応として、事故防止に最善の注意をはらい、安全性の確保を図るため、これまで以上に団員への周知徹底を行うこととした。 [業務実績報告書72～77頁参照]	A				
(2) 北方領土問題等に関する調査研究												
北方領土問題に関連する諸分野に関する研究者、実務家等を構成員とする研究会を開催し、北方領土問題に係る歴史的・政策的研究、現状分析、返還要求運動の進め方等について、外交交渉当事者等を交え意見交換を行うなど調査研究を進める。 また、研究会が中心となり、内外の関連分野の研究者等を招致し、国際シンポジウム等を開催する。 研究会及び国際シンポジウムにおける成果については、適宜取りまとめ、国民世論啓発等に役立てるとともに、年3回以上公表する。	「組織・業務の見直し」を踏まえ、従来、北方領土問題研究会及び国際シンポジウムを中心に行われてきた調査研究業務の在り方を見直すとともに、本年度中においても「組織・業務の見直し」の趣旨に沿った調査研究業務の遂行に努める。	調査研究業務の見直し及び見直しの趣旨に沿った調査研究業務の遂行	「組織・業務の見直し」を踏まえ、調査研究業務の見直しを行ったか。 見直しの趣旨に添った調査研究を行ったか。				調査研究業務については、他の多くの研究機関や大学等での容易に可能な業務については、その在り方を見直し、政府の施策に寄与するという観点をより重視しつつ、その活用方法について検討するとの方針「組織・業務の見直し」を踏まえ、これまで恒常的に開催した研究会は廃止し、毎年開催してきた国際シンポジウムについては、必要に応じて開催することとした。 なお、都道府県民会議が開催する県民大会・研修会等へ講師として派遣する有識者に対し、ロシアの内政・外交の最新状況、返還運動の現状・課題等について共通理解・認識を持った上で、講師として臨んでもらうための意見・情報交換の場として「平成19年度北方領土問題研究会」を開催した。 また、有識者の北方領土問題等に関する主な調査研究・報告論文等の内容について、北対協ホームページにおいて公表した。 [業務実績報告書78・79頁参照]	A				

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(3)元島民等に対する必要な援護等に関する事項											
① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援 元島民等により構成される団体が 行う街頭署名活動等の返還要求運動 を支援する。	① 元島民等に対する必要な援護等に関する事項 (ア) 2月北方領土返還運動強調月間の一環として、札幌の雪祭り会場等で元島民等により構成される団体が行う署名活動に対する支援を行う。 県民会議等により全国で収集された署名簿の集計・管理業務に関し、同団体に対し支援を行う。	元島民等の団体が行う署名活動への支援状況	元島民等の団体が行う署名活動への支援状況及び内容は適切か。				[支援状況] ・さっぽろ雪まつり会場での署名活動への支援 ・北海道内での啓発事業に併せ、実施された署名活動への支援 ・全国で収集された署名の編纂・管理業務 ・署名簿の製本をするための支援 上記によって集められた署名は、請願法に基づき、平成20年4月24日に国会に対する「北方領土返還促進に関する請願」の際、提出されており、北方領土返還運動の声を国会に届けるのに効果的であり、支援内容は適切である。 (参考) 平成19年度における署名収集数 857,385人 [業務実績報告書79・80頁参照]	A			
	(イ) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。	研修・交流の開催状況及び効果	研修・交流会を予定通り開催したか。 研修・交流会の方法及び内容は目的に応じた効果的なものであったか。				元島民は、返還運動の重要な役割を果たしており、これら元島民の連携の強化、また、自らの役割を再確認するため研修・交流会の開催を4回計画し、予定通り開催した。 この研修・交流会を通じて元島民同士の繋がりが深まるとともに、返還運動に果たす自らの役割を再確認したことは、今後の返還運動の推進に当たり、効果的なものであった。 [業務実績報告書80・81頁参照]	A			
戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。	(ウ) 元島民等により構成される団体が実施する「北方四島居住地跡の資料(図面)の保存整備事業」に対し支援を行い、元島民等による自由訪問等が効率的に実施できるよう資料整備を行う。本年度は、択捉島の調査、保存資料を作成する。	資料の作成状況	作成済	—	—	未作成	北方領土が日本固有の領土であり、日本国民が居住していたことを後世に伝承する資料として、終戦当時の北方四島居住者の状況を居住地跡地図として作成した「北方四島居住地図」(択捉島)を作成した。 [業務実績報告書81頁参照]	A			
		資料の内容	資料の内容は目的に合致したもののか。				本資料は、北方領土に日本国民が居住していたことを分かりやすく、具体的に示すため、各世帯の居住状況を基本に記載し、併せて官公署、学校、神社、寺院、商店など施設を記載して当時の状況を再現している。そのため、元島民が自由訪問等を効率的に実施できる資料となっている。	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
② 元島民等による自由訪問 北方四島への自由訪問を元島民等により構成される団体に委託して実施するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。	元島民等による自由訪問を元島民等により構成された団体に委託し年間4回実施するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。 その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。	自由訪問の実施状況	自由訪問を予定通り実施したか。				年間4回の訪問を計画し、荒天のため中止された(1回)以外、予定通り訪問を実施した。 [業務実績報告書81・82頁参照]	A			
		報告書の内容	報告書は今後の事業にとって効果的の実施につながるような内容のものだったか。				報告書には、実施概況、訪問団の手記、団員名簿、訪問地の地図等を記しており、訪問時の記録がまとめられている。 報告書を作成・配付することにより、高齢のため参加できなかった方々に故郷の状況を伝えることができるとともに、訪問参加者にとっては、貴重な思い出の記録集となっている。なお、本報告書は千島連盟の各支部に配付し、多くの元島民が閲覧できるようにしている。 また、訪問者の希望等も記されており、今後の事業実施の参考に供するものとなっている。	A			
③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施 元島民等に対する援護措置であるという趣旨を踏まえつつ、貸付業務が、元島民等のニーズに応じて、効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。 (7) 融資説明・相談会の充実強化 道東を中心に全道、全国に居住する対象者に対し、融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する地区10カ所で開催する。	(7) 融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。 【開催場所】 根室市(2回)、浜中町、網走市、函館市、羅臼町、釧路市、帯広市、黒部市、旭川市	説明・相談会の実施状況	予定通り開催され、昨年度の実績と比して十分な人数が参加したか。				融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について、個別対応をする融資相談会を対象者が多く居住する10地区で10回の開催を計画したが、法対象者の要望により札幌市と中標津町、別海町の3地区を加えた以下の12地区で13回開催し(昨年実績12回開催)、昨年より多くの対象者に説明等を行うことができた。 ・参加者数 490名(昨年475名) ・相談件数 120件(昨年129件) [業務実績報告書82・83頁参照]	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		説明・相談会の効果	元島民等のニーズ把握が行われたか。				<p>《主な意見・要望》</p> <p>①修学資金について、自宅外修学者の融資限度額引き上げ ②経営資金の融資限度額引き上げ ③農林設備資金の融資限度額引き上げ ④更生資金、生活資金の利率の引き下げ</p> <p>これらの意見・要望を検討したが、①及び③については、次の理由で当面は現状のままとし、④についても、基準にしている厚生労働省の生活福祉資金貸付制度の金利に変更がないために現状のまま、今後の状況を見守ることとした。 ②については平成6年度以降限度額を据置いているが、原油高騰によつて事業資材等が高騰しており、20年度中の改善を検討することとした。</p> <p>修学資金については基本的に、日本学生支援機構の自宅通学の国・公立と私立の平均額を限度額としている。日本学生支援機構の上記平均額は、高校で自宅通学は年318千円(協会限度額と同額)、自宅外は年345千円であり、自宅外でも協会限度額と大きな開きはない。大学の場合は、支援機構が自宅通学は594千円、自宅外は690千円であり、協会限度額630千円とあまり差がなく当面現状のままとするものである。</p> <p>[業務実績報告書82・83頁参照]</p>	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(イ) 関係金融機関との連携強化 融資制度に対する理解と協力を得られるよう、関係金融機関との連携を一層強化し、制度利用の円滑化を図る。	(イ) 融資業務の拡充と一層の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の促進を図る。 ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)	関係金融機関との連携状況	連携により制度利用の円滑化は進んでいるか。				協会融資は借入資格者に対する直接貸付のほかに、利用者の利便性の確保や事業経営・生活環境の向上を図るために事業資金や住宅資金は取扱金融機関を通して委託や転貸の貸付方法をとっている。関係金融機関との会議のほかに、取扱金融機関を訪問し協会からの情報を提供すると共に、利用者ニーズの把握と取扱機関の要望・意見を参考に改善に努めるなど、制度利用の活性・円滑化を図っている。 ≪転貸貸付・委託貸付の実績(貸付決定ベース)≫ ・転貸貸付(農業・漁業協同組合) 88人 399百万円 ・委託貸付(銀行、信用金庫等) 7人 96百万円 [業務実績報告書83頁参照]	A			
		会議の開催及び内容	会議は予定通り行われたか。 会議の内容・方法は適切か。				関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、融資業務の拡充と一層の円滑化・制度利用の促進を図るため、予定通り以下の会議を開催した。 会議は「漁業協同組合担当者会議(漁協担当者会議)」と「関係機関実務担当者会議(実務担当者会議)」をそれぞれ開催し、漁協担当者会議では同一業態での意見を重点に、実務担当者会議では共通事項を中心に協議したこと、また、法改正の内容説明を丁寧に行ったことで多数の意見が有り、会議の趣旨を十分反映した内容であった。 [漁業協同組合担当者会議] [開催月日] 平成19年 4月20日 [出席者] 根室管内等漁業協同組合等 19名 [協議事項] ・現地近況報告 ・資金需要等について ・法改正について ・業務の見直しについて ・要望等意見交換 [関係機関実務担当者会議] [開催月日] 平成19年 4月20日 [出席者] 転貸組合、委託金融機関、関係市町村(根室市、黒部市等)、内閣府、北海道、千島連盟等 38名 [協議事項] ・18年度貸付業務経過報告 ・19年度貸付計画について ・法改正について ・業務の見直し案について ・業務方法書の一部変更について ・生前承継の状況について ・要望等意見交換	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(ウ) 生前承継の促進 平成8年に導入された融資資格の生前承継制度について、その内容、手続き等の周知徹底を図り、その利用を促進する。	(ウ) 生前承継制度について周知徹底を図るため、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会議、会報等を活用し、本制度の利用を促す。	利用促進のための措置	生前承継の利用促進のためにとった措置の内容・方法は効果的であったか。				生前承継については平成8年からの実施以降、協会広報誌「札幌だより」、ホームページ(アクセス件数 1,857件)、千島連盟の広報誌「返せわれらが故郷」により継続して対象者への周知を行ってきた。 また融資業務説明会・相談会などあらゆる機会を利用して手続方法の説明と利用促進を行っており、生前承継については既に定着していると考えている。19年度は生前承継と法改正による生前承継を補完する死後承継について、併せて周知徹底を図っており、資格者の実態に応じた適切・効果的な対応を行った。 [生前承継の実績] 平成19年度 48名 平成18年度 108名 平成17年度 104名 平成8年度～現在 1,242名 [業務実績報告書83・84頁参照]	A			
(エ) リスク管理債権の縮減 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段により、不良債権の回収に努めることで以下のようにリスク管理債権を縮減するものとする。 ① リスク管理債権額について、中期計画期間中は、債権回収により、平成17年度末残高以下に抑制する。 ② 更生・生活資金のリスク管理債権額について、債権回収により平成17年度末残高に対し、10%以上縮減する。	(エ) 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段により、不良債権の回収に努め、以下のようにリスク管理債権の縮減を図る。 (i) リスク管理債権額について、債権回収により、平成17年度末残高以下に抑制する。 (ii) 更生・生活資金のリスク管理債権について、債権回収により、平成17年度末残高に対し、10%以上縮減する。 (iii) 修学資金について、平成19年度から成人に達した修学者本人との連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。 (iv) 住宅改良資金のリスク管理債権額について、平成18年度末残高に対し、127万円以上縮減する。	審査・採択の在り方	借入者の返済能力、資金効果等を勘案しつつ、審査を行っているか。				事業資金については過去の生産高・収支実績の状況と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果の見通しを重点に審査を行っている。 生活資金については、特に資金の必要性と資金使途が明確であるか(目的外利用防止)を注視するとともに、年齢、勤務先、収入、家族構成などによる可処分所得を重点に審査を行っている。 資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には連帯債務者や連帯保証人を強化するなど、債権保全を行っている。 収入、資金使途など通常審査によりがたい案件については、債権管理担当者、貸付担当者、貸付統括者と合議制を採っており、必要に応じて内部協議により審査を行っている。転貸・委託扱いについても案件によっては事前協議を基本に、事業内容、償還能力など不明な点について質問を行い審査を行っている。 [業務実績報告書84・85頁参照]	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		信用リスクの管理	信用リスクの管理が的確に行われているか。 時効で消滅した債権はないか。 破綻先債権の管理は適切か。				「延滞債権督促マニュアル」に基づき、19年度も電話・文書督促に加え、弁護士名文書督促を27件、実態調査を73件実施し、管理・回収に努めた結果、リスク管理債権比率は引き続き、2%前後と低水準を維持している。 (リスク管理債権の占める割合) (H15) (H16) (H17) (H18) (H19) 2.99% 2.46% 2.20% 1.97% 2.10% (参考) 他のリスク管理債権比率 ・都市銀行 1.66% ・地方銀行 3.92% ※平成19年9月末現在 出所：金融庁HP 時効中断管理簿により、時効期日と時効中断を適切に管理しており、時効によって消滅した債権はない。 破綻先債権額は、前年度に対して8,795千円の増加となったが、住宅新築資金の1先が民事再生によって正常債権から11,194千円が破綻先債権になったことが主な理由である。当該債権については、民事再生計画に基づいて約定返済中である。 破綻先債権の管理については、破産手続の債権届出等、相手弁護士との情報を密にし適切に対処している。また破綻先債権については、連帯債務者・連帯保証人と協議を行い債務承認と返済約定書の徴収に努め回収促進を図っている。	A			
		リスク管理債権額の状況 左記項目(i)について	・17年度末残高より減少しているか。 ・社会状況及び独立行政法人からの説明をふまえ、分科会において協議することにより判断する。				17年度末に対しリスク管理債権額は約8百万円減少し118百万円となり、目標を達成した。	A			
		更生・生活資金のリスク管理債権額の状況 左記項目(ii)について	10%以上の縮減	10%未満の縮減	10%未満の増加	10%以上の増加	平成17年度末に対し、更生・生活資金のリスク管理債権額は22.9%縮減し、目標を大幅に達成した。	A			
		修学資金の債権保全状況 左記項目(iii)について	成人した修学者の80%以上に対し連帯債務契約を締結し、債権保全を強化したか。				修学資金について、平成19年度から成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、債権保全を強化した。目標の80%を上回る高い連帯債務契約率を実現した。	A			
		住宅改良資金のリスク管理債権額の状況 左記項目(iv)について	住宅改良資金のリスク管理債権額について平成18年度末残高に対し、127万円以上縮減したか。				平成19年度末の住宅改良資金のリスク管理債権額は4,150千円縮減し、目標を大幅に達成した。	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(オ) 元島民等により構成される団体の支部長、相談員等を対象とし、融資制度の内容や管理回収状況、生前承継制度の利用促進等に対する理解を深めてもらうための融資業務研修会を開催する。	融資業務研修会実施状況	計画どおり研修会を実施したか。 参加者の理解は進んだか。				元居住者等で構成された団体である千島連盟の支部の代表者等と、融資業務実績及び20年度融資計画、借入資格等全般について、理解の深耕と意見交換を目的として下記研修会を開催した。 法改正による承継手続きについては今後、支部長、推進員に特に理解を深めていただく必要があるため、法改正を重点的に説明を行ったことで、資格者への法改正の周知方法や広報実施スケジュールに関する意欲的な意見や、適正な運用方法の検討などの要請があり、参加者の理解を深めることができた。 〔支部長・相談員融資業務研修会〕 〔開催月日〕平成19年5月29日 〔出席者〕 連盟本部、支部等 46名 〔協議事項〕 ・18年度貸付業務経過報告 ・19年度貸付計画等について ・貸付利率の設定方法の変更について ・業務方法書の一部変更について ・生前承継の状況について ・法改正について ・業務の見直し案について 〔業務実績報告書86頁参照〕	A			
	(カ) 平成18年12月22日に一部改正された「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」が平成20年4月1日から施行されることに伴い、所要の準備作業を行うとともに、対象者や関係機関等に対し改正内容等の周知を図る。	「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」の改正に伴う準備作業	準備作業は順調に行えたか。 対象者や関係機関等に対し改正内容の周知を図ったか。				法改正が平成20年4月1日から施行されるため、必要な諸規程の整備、資格予定者等への周知、広報など内閣府北方対策本部と連携し工程スケジュールを策定し、スケジュールに基づいて準備作業を行った。 法改正による新たな資格予定者については、千島連盟とも連携してアンケート調査等で洗い出しを行い、案内文書を送付する準備に万全を期した。 改正内容の周知徹底については、対象者及び関係機関等に対して、協会広報誌「北対協札幌だより」による法改正と資格認定手続きの広報を2回実施するとともに、融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業務研修会等、あらゆる機会を利用して広報活動を実施し、改正内容等の周知を図った。 諸規程の整備、広報活動、諸会議においては内閣府北方対策本部、千島連盟とともに連携して進めたことにより、諸会議では多くの質問等がよせられ、広報によって電話による問い合わせなど相次ぎ、周知において大いに成果があった。 〔業務実績報告書86頁参照〕	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画											
別紙のとおり。	別紙のとおり。	予算の執行状況	<p>予算、収支計画、資金計画どおりに事業が執行されているか。執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況は適正か。</p>				<p>【一般業務勘定】 (予算及び決算) 収入における予算額と決算額の差、約7百万円は、外務省からの受託業務(北方四島在住ロシア人の受入事業)の減額による。 支出における予算額と決算額の約15百万円は、入札差額による北方対策事業費の節約減約21百万円、受託業務費の減額約7百万円、人事交流等による給与差額等による人件費の減額約4百万円、東京事務所移転に伴う敷金、移転経費等による一般管理費の増額約18百万円によるものである。 収入と支出の決算額の差約8百万円は、19年度運営費交付金の未使用分である。</p> <p>(収支計画及び実績) 【費用の部】 <計画と実績の差、約25百万円の減> ▼ 固定資産の取得等の資産振替による約8百万の減額 ▼ 運営費交付金未使用による約8百万円の減額 ▼ 敷金差入に伴う約11百万円の減額 ▼ 移転に伴う一般管理費の約2百万円の増額 【収益の部】 <計画と実績の差、約83百万円の増> ▼ 中期目標最終年度に伴う運営費交付金の精算等による収益化約81百万円の増 ▼ 固定資産の減価償却に伴う資産見返負債戻入約8百万円の増 ▼ 政府受託収入約7百万円の減額 なお、当期利益が24,487円であり、これは外務省からの受託収入によるものである。(運営費交付金債務107,981,171円の収益化は除く)</p> <p>(資金計画と実績) ○ 資金支出 「業務活動による支出」で約29百万円減少しているが、主に受託業務費約7百万円の減額、運営費交付金未使用約8百万円の減額、退職給付引当金繰入による約2百万円の減額、敷金の振替による約11百万円の減額によるものである。</p> <p>また、「投資活動による支出」で約18百万円が増加しているが、事務所移転に伴う敷金約11百万円の増額、固定資産の取得による約8百万円の増額によるものである。</p>	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	

○ 資金収入
 計画と実績の差、約34百万円は、前年度繰越金約40百万円の増加及び「業務活動による収入」における受託収入が約7百万円減少したことによる。
 なお、前年度の繰越金の増加は、18年度の運営費交付金の未使用額が約34百万円あったことが主な要因である。

[貸付業務勘定]
 (予算及び決算)
 業務経費の節約、長期借入金の抑制により金利負担及び貸倒引当金繰入額の減少、予備費の未使用による貸付業務関係費で約24百万円、人件費で約16百万円の縮減となり、合計約40百万円の支出の減額となった。

(収支計画及び実績)
 収益面で貸付金利息、事業外収益が予算に対して、約3百万円の減額となった。これは貸付金残高の減に伴う貸付金利息の減少である。
 貸付業務勘定は、収支差補助を前提としているため、当期利益はゼロとなる。なお、補助金約36百万円が不用額となり、国庫に返納することとなる。

(資金計画と実績)
 ○ 資金支出
 「業務活動による支出」で約753百万円減少しているが、貸付実行額が約682百万円となったことが主な要因である。
 「財務活動による支出」で約445百万円減少しているが、長期及び短期の借入金返済が計画額と比して、約445百万円の減少となったことが主な要因である。

○ 資金収入
 「業務活動による収入」で約114百万円減少しているが、18年度の貸付額が計画を下回ったことにより、19年度の貸付回収金が減少したことによる。
 「財務活動による収入」で約951百万円減少しているのは、長期及び短期の借入金が計画と比して、減少したことによる。

○ 次年度への繰越金
 計画に対して約267百万円増加しているが、これは当該年度貸付決定済みで未実行(約95百万円)となっている貸付金、補助金の国庫返還金約36百万円、20年度当初に予定する貸付金(約136百万円)に備えたものである。
 (四捨五入の関係で金額は必ずしも一致しない)

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		財務情報の分析	一般管理費比率、人件費比率等を明らかにしているか。				[一般管理費比率] ・北対協 33.0% ・一般業務勘定 24.0% ・貸付業務勘定 55.0% [人件費比率] ・北対協 22.5% ・一般業務勘定 16.9% ・貸付業務勘定 36.0% [啓発支援費内訳] (214,780千円) ・県民会議関係 71,481千円 ・団体関係 15,890千円 ・北方四島交流関係 48,036千円 ・援護事業関係 64,073千円 ・その他 15,300千円 [旅費交通費] (一般業務勘定・業務経費73,755千円) ・大会・研修会講師派遣旅費 3,607千円 ・現地研修会旅費 23,207千円 ・県民会議関係旅費(全国会議) 2,857千円 ・推進委員関係旅費(全国会議) 2,692千円 ・教育者会議関係旅費(全国会議) 1,395千円 ・学生研究会旅費 1,457千円 ・四島交流関係旅費 24,114千円 ・元島民研修交流会旅費 1,791千円 ・その他(北方少年交流・県民会議事業参加旅費等) 12,635千円	A			
		流動資産の管理・運用	資金運用計画等は策定されているか。 適切に資金は管理されているか。				予算執行計画(一般業務勘定)、資金繰り予定表(貸付業務勘定)を作成している。余裕金の運用にあたっては通則法第47条に規定されている金融機関への預け入れのほか、貸付業務勘定においては貸付金原資として運用している。管理面では契約担当役と出納命令役、出納命令役と出納役の兼職を禁止することにより内部統制を図っている。	A			

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
4. 短期借入金の限度額											
【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間5千万円とする。	【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	短期借入金の用途	借入を行うこととした理由、その用途は適正か。	該当なし	-						
		短期借入金の金額	借入を行った金額は適正か。	該当なし	-						
【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間14億円とする。	【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	短期借入金の用途	借入を行うこととした理由、その用途は適正か。	実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達をするために長期借入金(無担保扱い)をするまでの「つなぎ資金」として借り入れた。 [業務実績報告書88頁参照]	A						
		短期借入金の金額	借入を行った金額は適正か。	資金計画では14億円の借り入れを予定していたが、実績では、資金繰り上最低限必要であった10億20万円を借り入れた。	A						
5. 重要な財産の処分等に関する計画											
低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	担保の差し入れ先	担保の差し入れ先の選定は妥当か。	[差入れ先] 北洋銀行4億円、北海道信漁連4億円、信金中央金庫1億円、三菱東京UFJ銀行1億円 何れの金融機関も融資取引があり、借入金との相殺が可能であることから適当であると考えている。 [業務実績報告書88頁参照]	A						
		担保の提供方法	担保の提供方法は妥当か。 低利な資金調達が可能となっているか。	担保差入額を超える借入をしていることから根担保(根質)としている。 担保差入相当額の範囲の長期借入金(有担保扱い)については、預け入れ利率プラス0.5%という低利率が適用されている。	A						
6. 剰余金の使途											
剰余金は、根室地域における啓発施設「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼国後展望塔」の充実、又はホームページの拡充に係る経費に充てるものとする。	剰余金は、根室地域における啓発施設「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼国後展望塔」の充実、又はホームページの拡充に係る経費に充てるものとする。	剰余金の使途	剰余金の使途は適正か。	[一般勘定] 受託事業による収入により24,487円の利益があり、その処分方法は積立金とすることとしている。 [貸付業務勘定] 該当なし	A						

中期計画の各項目	評価項目 (19年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項											
(1) 施設及び設備に関する計画											
該当なし	該当なし						該当なし				
(2) 人事に関する計画											
<p>① 方針</p> <p>(7) 事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型(フラット)な組織の構築</p> <p>(4) 協会の職員定員は、運営費交付金勘定分と補助金勘定分とから構成される特性を有することから、両勘定間の相互人事交流を行う必要がある。このため効率的、効果的な業務遂行の観点から、勘定間の弾力化を図りつつ、職員の能力、適性、経験・習熟度等を考慮して、人員を適正に配置する。</p> <p>② 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数は、期首より1名削減するものとする。</p> <p>(参考1)</p> <p>1) 期首の常勤職員数 19人 【一般業務勘定7名、貸付業務勘定12名】</p> <p>2) 期末の常勤職員数 18人 【一般業務勘定7名、貸付業務勘定11名】</p> <p>(参考2)</p> <p>中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 【一般業務勘定】504百万円 【貸付業務勘定】462百万円</p>	<p>17年度に中期計画で定める組織のフラット化を行い、18年度には組織のフラット化をより機能的にするため、職員の適性を掌握し、事業毎のスタッフ制を推進するための人員配置等を行ってきたところである。本年度においては、これらの経緯を踏まえ、組織の業務遂行能力の充実を図るため、職員を各種研修会へ積極的に派遣するなど職員の能力の向上を図る。</p>	職員の各種研修会への派遣	職員を各種研修会へ派遣したか。	<p>前年度までに効率的、効果的に業務を遂行するための柔軟な組織作りを目指しスタッフ制を導入してきたが、より機能的な組織運営及び業務遂行能力の一層の向上を図るためには、職員一人一人の能力向上が欠かせないことから給与実務研修会や年末調整等の説明会等各種研修会に職員を積極的に派遣した。その結果、研修で学んだことを活かすことにより、事務を円滑に遂行することにつながり、業務効率を高めることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与実務研修会等 3回 年末調整等説明会 2回 消費税等説明会 1回 防火管理講習会 1回 情報公開・個人情報保護 1回 <p>[業務実績報告書88～91頁参照]</p>	A						